

# 桜丘北小学校・不登校児童対応方針

## I 不登校とは

不登校とは、ある年度間に 30 日以上登校しなかった児童生徒のうち、なんらかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にある者をいう。

【参照】文部科学省「令和 3 年度 児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」令和 4 年 10 月 27 日

## II 不登校支援の考え方

- (1) 不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童にも起こり得る。
- (2) 「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。
- (3) 個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援の実施を推進すること。

【引用】

- (1) 文部科学省「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」平成 29 年 3 月
- (2) 文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」令和元年 10 月 25 日
- (3) 文部科学省「令和 3 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」令和 4 年 10 月 27 日

## III 5つのレベルに応じた不登校対応

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
連続欠席が2日、または月間の断続的欠席が5日以下	連続欠席が3日以上、または月間の断続的欠席が10日以下	長期欠席かつ、家庭と連絡取れる状態	長期欠席かつ、家庭と連絡が困難な状態	年間の出席が10日以下かつ、家庭との連絡が困難な状態
【学校対応】 担任による電話連絡 (実態把握) ↓ 学校内(学級・学年)での情報共有 不登校対策委員会で検討	【学校対応】 担任による家庭訪問 (実態把握) ↓ 学校内(生徒指導・学年・SC・SSW)での情報共有 不登校対策委員会で検討	【学校対応】 ①学校とのつながりを切らない。 ②保護者、本人の以降確認 ③校内体制の確保(人事、時間、場所) ④協力体制の確立(学年、支援学年、管理職) ↓ 学校外の組織との連携 ・枚方市適応指導教室 ・「ルポ」・院内学級 ・フリースクール	【学校対応】 ①登校した子どもの様子をしっかりと把握する。 ②専門家(SC,SSW)を交えたケース会議。 ③校内体制の確保(人事、時間、場所) ④長期的に連絡がとれない場合、通告義務があることを保護者に伝える。 ↓ 関係機関との連携 ・教育委員会・子どもの育ち見守り室・少年のサポートセンター	【学校対応】 学校が家庭へのアプローチしたことを形として残す。また、日々の学校対応を記録しておく。 ↓ 重大事案に発展しないための緊急的な連携 ・教育委員会へ通告書の写しを提出 ・中央子ども家庭センターに通告・警察に情報提供 ・スクールロイヤーに相談

※長期欠席・・・学期内で10日以上、年間30日以上の欠席

### 桜丘北小学校の不登校対策体制

